

## 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

我が国では、経済・生活苦での自殺者が年間 7,000 人に達し、自己破産者も 18 万人を超え、多重債務者が 200 万人を超えるなど深刻化した多重債務問題を解決するため、2006 年 12 月に成立した、出資法の上限金利の引き下げや収入 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、行き過ぎた過剰貸付が是正され、国民が高金利に苦しむことや多重債務に陥ることが防止される。

また、改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少している。

一方、一部には、昨今の経済危機や一部の商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業の倒産が増加していることなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声が上がっている。

しかし、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、自殺者、自己破産者及び多重債務者の急増を再び招くおそれがある。多重債務者に必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、国においては、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の早期解決のため、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 貸金業法等改正法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実すること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月22日

沼津市議会